

令和2年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和2年2月20日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和2年2月20日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第8号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第9号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

第10号議案

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

第11号議案

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

第12号議案

令和2年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第13号議案及び第14号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑 (欠席)
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
(書 記) 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第4回定例会を開会いたします。

本日は、宮崎委員から所用により御欠席との届け出を頂いております。

本日は、教育新聞社ほか2社からの取材と、6名の傍聴の申込みがございました。また教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございませうか。―― 〈異議なし〉 ――では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象になりますので、御留意をお願いいたします。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員をお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月30日の第2回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じますが、よろしゅうございませうか。―― 〈異議なし〉 ――では、第2回定

例会の議事録につきましては承認を頂きました。

前回2月13日の第3回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第12号議案から第14号議案まで、及び報告事項(1)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第8号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第8号議案、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事企画担当部長からお願いを申し上げます。

【人事企画担当部長】 それでは第8号議案、議案書に基づきまして御説明させていただきます。

まず1の改正理由についてですが、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部を改正する法律が公布されました。この法律に基づき、昨年1月に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが、法的根拠のある、いわゆる指針に格上げされ、今年1月に告示として公示されました。2つ目の丸ですけれども、この指針では、服務監督権者である教育委員会が、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を、教育委員会規則等において定めることとされております。都教育委員会におきましても、指針に基づき、都立学校の教育職員等の業務量の適切な管

理、その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限等について、教育委員会規則に定めることとなります。

次に、2の改正内容でございますが、都立学校の教育職員等の時間外在校等時間の上限を表のとおり定めます。ここで在校等時間とありますが、これは超勤4項目以外の業務時間を含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間を、在校等時間ということで管理の対象といたします。そして、その在校等時間から正規の勤務時間等を除いた時間が、時間外在校等時間ということになります。

そして、この上限時間は表にありますように、1か月の時間外在校等時間について45時間以下、年間360時間以下で、特別の事情がある場合は1か月100時間未満、1年間720時間以下となります。ただし、連続する複数月の平均時間外在校等時間は80時間以下かつ45時間超の月は年間6月までというふうになります。

対象職員は、都立学校に勤務する教員職員及び実習助手等宿舎指導員です。対象範囲や時間外在校等時間の上限時間などは、昨年5月に策定した、都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針と基本的には同じでございます。

そのほかにも、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めることを本規則において定めます。

次に、施行期日は令和2年4月1日です。

また、その他ですが、現在令和2年都議会第1回定例会において、いわゆる学校職員の勤務時間条例に、本規則の根拠条文を設ける改正を提案しておりますことから、本規則改正につきましては、この改正案が可決された場合に確定するということとなります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

【北村委員】 御説明いただきありがとうございます。働き方改革、昨今言われておりますし、先生方の非常に長時間にわたる勤務というのが問題になっております

ので、こうした規則の制定というのは非常に大事なことだなどと思っておりますが、1点質問と、1点コメントをさせていただきます。

基本的にはこれを守っていただくわけですが、そうした中で、いわゆる隠れ残業というか、時間は書類上はいいけれども、実際にはもっと働いてしまう、あるいは家に持ち帰って、民間でもよく起こっていることですが、そういったことが起きますと、かえって先生方は大変な状況になる可能性もありますので、その辺りについてどのように管理を徹底されていくのかということが1点目の質問です。

2点目は、やはり本当に時間はすごく大事な目安だとは思いますが、同時にそれを、先生方の業務時間を管理して、業務量を適切にコントロールすることによって、より充実した質の高い教育が行われることが一番の目的だと思います。働く時間がある程度コントロールされて、実際にそこで教育に直接関わるような時間というのがあまり十分に確保できずに、事務的なことに費やされてしまうと、かえって時間を守る中で、教育への時間が割けなくなってしまうという、本末転倒な状況も起こることが考えられると思います。是非ともその辺りのところは、それぞれの学校長、それから教育委員会の方としても様々な形で支援をしながら、教育にきちんと時間を使えるという状況を作っていただきたいということが、1つお願いになります。よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 まず、この上限時間を決めましたけれども、この上限時間の数値を守ることが目的となつてはいけないということはしっかりと認識しておりますし、これは文部科学省の方も言っておりますし、私どもが都立学校や区市町村に対してこの説明をする際にも、しっかりと説明をしていっております。数値を守ることでなくて、実質的に業務を改善して、働き方改革をすることが目的ということであります。

そして、持ち帰り時間でもありますけれども、今はまだ検討段階ですが、持ち帰り時間というものがあるのであれば自己申告という形になりますけれども、どのくらいやっているのかということも把握していくことも、今検討しているところでございます。

それから、コメントの中にもありましたけれども、教育の質を充実するということが目的だということで、しっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 北村委員の御意見・御質問と関連するのですけれども、教育の質を高めるには、やっぱり先生の健康というのが大事になると思うのです。ただ、今、一番問題になっているのは、都立学校というと大半は都立高校であって、ここの法令のところの冒頭にありますように、義務教育諸学校等というところから始まりますよね。ということは、大層は区市町村立の学校ということになるわけですよね。

実際に北村委員御指摘のように、先生たちの表面上は残業になっていないけれども、実態的には、企業で言えばサービス残業的な形になっていると。そうすると、それを誰がどう管理するのかという問題があります。東京都の教育委員会が関知することではないということなのかもしれないのですけれども、教育全体ということ考えた場合に、私はいつも申し上げていることなのですけれども、東京都の教育委員会として、義務教育レベルの区市町村立学校の先生方の働き方について、何か関与する道があるのか。その辺りについて、あるいはそれは東京都の教育委員会とは関係ないよということで、我関せずなのか。それは変な言い方をしましたけれども、そういうことではありませんよということで、何らかの形でもって、会議なり議論なり、そういう場を持って、区市町村の学校にも、もちろん法令で定められたことですから、東京都教育委員会のこうしたものに従って、各区市町村も法律的にきちっとするとは思いますが、実態としての問題ですね。これが実態として運営をされるように、東京都の教育委員会として何らかの指導とか、助言とか、そうしたことをするのかどうか、その辺りをちょっとお伺いしたいです。

【人事企画担当部長】 小中学校については、東京都として情報提供、注意喚起なりしながら、しっかりと指導していきたいというふうに思っております。まずはこの規則の整備につきましては、東京都のこういった規則改正の状況ですとか、そういったものを情報提供しながら、しっかりと区市町村、小中学校においてもこういった規則整備をするように伝えていっているところでございます。

そしてまた、出発点となる在校等時間の管理、これはしっかりとカードシステムを入れて、管理していくことがまずは大切だということでありまして、東京都としても財政的に支援をしながら、その整備を行っているところでございます。

そして、実際の運用の方も、機会あるごとに、先ほど持ち帰り時間の把握というように申しましたけれども、そういったことでしっかりと本末転倒にならないように運用して、教育の質の充実を図るために、実際の業務量を減らしていくことが目的であるということを伝えていきたいというふうに思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 このように、教員の方々の働き方改革が形になって、環境が整ってきて、とても良いと思います。同時に、保護者の方々、それから都民の皆さまにもお知らせをして、御理解を頂くこともお願いしたいと思います。

【人事企画担当部長】 保護者の方、地域の方、関係機関の方々に対して、東京都としてこういったものを策定、規則整備をして、しっかりと働き方改革を進めていくのだということを知らせていきたいというふうに思います。ホームページはもちろんですが、様々な媒体を通じて伝えていきたいというふうに思っております。

【教育長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

第9号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に第9号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、教育政策担当部長からお願いします。

【教育政策担当部長】 続きまして第9号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

この東京都教育庁処務規則でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、東京都教育委員会の事務局の組織について規定する教育委員会規則でございます。このたび教育庁の組織改正等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は大きく分けて2つございまして、1つ目は組織改正に伴う規定整備でございます。

(1) のところを御覧いただけますでしょうか。

「T O K Y Oスマート・スクール・プロジェクト」の推進に向けまして、I C T施策の企画、調整、推進に関する事務を、総務部教育情報課から総務部教育政策課へ移管いたしますとともに、教育情報課の課の名称を広報統計課に変更するものでございます。この組織改正の詳細につきましては、後ほどまた説明させていただく予定でございます。

2つ目、(2) その他の規定整備につきましては、ア、イ、ウと3点ございます。

1点目は、昨年7月に一般財団法人東京学校支援機構が設立されたことに伴いまして、総務部教育政策課の分掌事務に政策連携団体の調整に関する規定を追加するものでございます。

2点目でございますが、東京都教職員研修センターが実施いたしております、東京教師養成塾につきまして、これまで実施方針の策定に関しましては指導部指導企画課の分掌事務として位置付けられていましたが、方針策定につきましても東京都教職員研修センターが行うことといたしますことに伴いまして、指導部指導企画課の分掌事務から方針策定に関する事務の規定を削除するものでございます。

3点目でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、人事部勤労課の学校に勤務する職員の職員団体及び臨時職員の組合に関する事務につきまして、文言整理を行うものでございます。

続きまして、参考資料の5でございます。この組織改正についての補足資料でございます。

都では、昨年12月に策定いたしました、「未来の東京」戦略ビジョンを踏まえまして、「スマート東京」の実現に向けた取組を推進いたしております。国においても「G I G Aスクール構想」に基づき、児童・生徒1人1台端末と校内通信ネットワークの一体的な整備を進めているところでございます。こうした都全体や国の動きを踏まえまして、都教育委員会では、T O K Y Oスマート・スクール・プロジェクトの取組を推進しているところでございます。

その概要でございますが、資料の下の方に掲げさせていただいているところでございまして、ICTの活用により、知識習得型の学びから、価値創造・課題解決型の学びへの転換を推進して、「学び方改革」、「教え方改革」、「働き方改革」の3つの改革の実現を図るものでございます。令和2年度の具体的な取組は、こちらの資料に掲げられているとおりでございます。

組織改正の概要でございますが、資料の中ほどを御覧いただいでよろしいでしょうか。

現在、総務部には課が5つございます。教育情報課が所掌いたしております、ICTに関する事務を教育政策課へと移しまして、ICT施策の立案調整機能等の強化を図ることによりまして、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトを着実に実施していくための体制を整備いたします。一方、教育情報課につきましては、事務移管に伴い、広報統計課へと課の名称を変更いたしまして、今後、より戦略的・効果的な広報に向けて取組を推進してまいります。

処務規則の改正内容は以上でございます。

施行期日でございますが、1枚目の一番下のところでございますが、令和2年4月1日を予定しております。そのほか、処務規則の一部を改正する規則の本文や、処務規則の新旧対照表につきましては、3ページ以降に添付させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いをいたします。

【北村委員】 これからTOKYOスマート・スクール・プロジェクトをさらに推進していくということで、機能をきちんと明確に分けて、そこで広報統計課と教育政策課のところの分掌をしっかりと明確にするということで、この組織改正そのものは非常に納得のいくものというか、これからの体制づくりの中で非常に大事なことではないかなと感じております。特に広報については、例えばこの文部科学省のGIGAスクール構想にしても、ほとんどの人はまだ何が起きているのかも分かっていないですし、このGIGAスクールという名前ですら、ほとんどの人はたぶん聞いたことも

ないような状況です。おそらくTOKYOスマート・スクール・プロジェクトも同じで、都民の方々がTOKYOスマート・スクール・プロジェクトとは何かと言われて、答えられる人は多分ほとんどいないのではないかと思いますので、そういう意味でも、これから戦略的な広報というのは非常に重要になりますので、今回のこの組織改正というのは大切な一歩だとは感じております。

それと同時に、実際にTOKYOスマート・スクール・プロジェクトにより、学び方や教え方の改革をしていく、さらに働き方も含めて考えたときに、どうしても学校現場の先生方、今の体制では難しいところというのはますます出てくると思います。情報に関する専門の先生方を増やすとか、それが先生方では難しい場合は、外部人材の登用というふうになりますと、ここの教育政策課のところにあるように、関係部署との連携体制の構築で、人事に関わるようなところとの連携、それからTEPRO等ともうまく連携させながら、本当の意味でこれを実現するための取組が必要になってくると思います。ぜひこの関係部署との連携体制の構築というのを、文言だけに留めなくて、具体的に、実質的に進めていただいて、モバイルが入ったからいきなり教育が良くなるわけではないですので、学校現場の先生方がそれをどう使うのか、そこをどう生かしていくのかというところを、本当の意味での改革につながるように、是非これから積極的にやっていただきたいなど。組織改正しておしまいではなく、改正したことの意味をきちんと実質的なものにしていただきたいということでコメントさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【教育政策担当部長】 御指摘を踏まえまして、しっかりと横の連携を深めながらやっていきたいと思っております。来年度の予算につきましては、先日、御説明申し上げたところでございますが、端末の導入支援員に関する予算など、単に組織改正をしたということだけではなく、予算面も含めてしっかりとした体制の中で、形のあるものにしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 私も長い間、企業で仕事をしてきて、「情報」という言葉が、このIT化の進展に伴って極めて曖昧になってくるのですよね。それで、システムに関する、ITに関するものについてはこういう形、それから広報についてはこういう形で、

課の体制をきっちり分けたのは、非常に明確になって良いと思うのですよね。通常、企業なんかでも「情報」というセクションになった場合に、広報なのか、あるいはITの方なのか、どっちなのだろうと曖昧なことがあったので。TOKYOスマート・スクール・プロジェクトができる前もIT教育をやっていたわけですよね。そのIT教育は、この教育情報課が担当だったのですか。それとも教育政策課が担当だったのですか。

【教育政策担当部長】 この組織改正前は、情報設備に関する基盤の部分は間違いなく教育情報課の方で所管しておるのですけれども、それ以外のものについては、局内の幾つかの部にまたがっているところもございまして、そうした部署とも連携体制を深めていきたいと考えております。

【遠藤委員】 よく分かりました。結局IT関係でいろいろなことが起こってくると、どこがやるのだろうと。取上げになったり、場合によっては押し付け合いになったりということがよく起こるのですけれども、そういう意味では、しっかり連携していくということですね。よく分かりました。ありがとうございました。

【秋山委員】 このTOKYOスマート・スクール・プロジェクトに関して、今後何か研究の方針というか、研究校とかモデル校とか、何か具体的なことがあるのでしょうか。

【教育政策担当部長】 研究校を予定しておりまして、令和2年度に予算措置もさせていただきます。具体的に進めてまいります。

【秋山委員】 ぜひ、またそういうところを見学し、見させていただきたいと思えます。よろしく願います。

【山口委員】 このような仕組みにして、分かりやすくなってきているというのは、御案内のとおりなのかなと思うのですが、広報統計のこの「統計」というのは、統計をここで取り、調査し、それを教育政策に生かすわけですよね。

【教育政策担当部長】 例えば、公立学校統計調査など、統計もいろいろなものを、既にやらせていただいております。そういったものを広報統計課では引き続き実施してまいります。

【山口委員】 おそらく統計というのは、広報だけに生かすものではないわけです

よね。当然そうですね。ですから、形としてすみ分けをして、見えやすく、分かりやすくというのは、例えば情報に関して、ITに関してというのは分かるのですけれども、こうやって独立すると、統計ってここなのと。本当に言うのは簡単ですけど、課が分かると横のつながりが、本当に意識してやらないと、統計をしっかり取っていて、それをどう生かすかといったところまで落とし込まないと、取る手間ばかりで、データとしては残っていくかもしれないけれども政策に生かせないというところがあると思います。より横のつながりに意識を持ってしていただかないと、やはり学校の先生方は、特に統計を取るために調査されていることというのは、業務量的に非常に多い印象を受けているようで、いろいろな調査が来るとよく伺います。でも、それはやはり教育に反映されているから、やはりやらなければいけないよねというふうに、すっとんと納得されないといけないと思います。その辺りは、対外的な説明もありますので、もちろん広報とも関わりがあるとは思いますが、中に向けて、やはりこういうことをやっていて、それがこうやって生かされているというふうにも実感できるように、是非、教育政策課と組んで、生かしていただきたいと思います。

【教育長】 それでは、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございでしょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして原案のとおり御承認を頂きました。

第10号議案

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第10号議案、東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、指導部長の方からお願いをいたします。

【指導部長】 第10号議案、東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

教職員研修センターでは、教職員の研修のほか、教育に関する調査研究や資料の収集業務を行っておりますが、より一層効率的で効果的な業務運営を行うため、企画部企画課等三つの課の分掌事務を変更したいと思います。

具体的には2の改正理由(1)のアにございますとおり、各課が取り扱っている教育に関する情報、すなわち教材に関する情報や研修動画、教員のキャリア形成に資する資料等に関する業務を、総合調整機能を持つ企画課に集約いたしまして、研修等の自己管理システムでありますマイ・キャリア・ノートなどのウェブを活用して、教職員への情報発信を一層推進することによりまして、教員自らが研修計画を立てたり、研修センターが保有している教育に関する情報を検索したりする際の利便性の向上を図ってまいります。

また、イの教員の他機関への派遣研修につきましては、文科省と調整が必要な研修と、大学院と調整が必要な研修がございますが、それぞれ日頃の業務と関連が深い課に業務を移管いたしまして、効率的な運用を図ってまいります。

さらにウ、都立高校生の留学支援事業であります次世代リーダー育成道場につきましては、研修センターが実施主体となって事業を運営してきておりますが、このたび処務規則で明確に位置付けまして、引き続き実施をしてまいります。

このほか、(2)に記載のとおり、学習指導要領の改訂経緯を踏まえた研修内容の見直しに伴う文言の修正、整備など、必要な規定整備を行ってまいります。

施行期日は本年4月1日でございます。

10ページの別表に、分掌事務をどのように改正するかについて、矢印等を付けて一覧にまとめてございますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

【北村委員】 今まで研修部で担っていた派遣研修の中で、それぞれむしろ関連する課と、そちらをきちんと明確に振り分けるということで、今回の改正は基本的にいろいろ分かりやすいものになるでしょうし、学校でそれがうまく研修の充実につながっていくことを期待しております。

ということで、基本的には賛成なのですけれども、研修部の専門教育向上課で、産業教育、情報教育、キャリア教育の研修に関することというのが、今まで進学対策という大変狭い意味で捉えていたものを、キャリア教育ということでもう少し広く、ま

たこれは国としても、キャリア教育の充実というのは重要課題に挙げられているものですので、その意味では非常に大事なことだと思うのですが、同時にキャリア教育が教科などとは別物で捉えられてしまわないように気を付けることも大事ではないかなというふうにも、個人的に感じたりしております。

と申しますのも、例えば単なる進学対策ではなく、キャリアというものを考えるときに、世の中の仕組みがどういうふうになっていて、その中で将来社会がどういうふうに変わっていったら、そこに自分が自分の能力や興味、関心等を生かしながら、どういうふうに関わるかという社会人なり、市民なりとして、あるいは職業人なりとして生きていくのかということを考えるのが、キャリア教育の目指すところだと思います。実はそのための教材というのは、たくさん教科教育の中にもあるわけですので、何かここで、これは同じことが産業教育、情報教育も言えることだと思うのですが、そこだけ専門教育、何となく今まで他のところに入らないものをここに挙げてしまって、1では教科等の研修もあるので、うまく専門教育向上課の中で、1、2、3、4、5、6と分かれているように見えるのですが、実はつながっているものがたくさんあると思いますので、その辺り、ますます専門教育の充実を図っていただきたいなということ、個人的なコメントとして述べさせていただきます。

【指導部長】 専門教育向上課の分掌事務の中で、産業教育、情報教育、今までは進学対策の研修という形にしていますけれども、これからはキャリア教育。なぜこれを外出しにしているかということ、それは今、北村委員がおっしゃった理念、これをなくしてしまえば、それは教科教育が、あるいは教育課題研究の中に入ってしまうのですけれども、あえてこれを外出ししていることで、全てをその中に持っているものという意味付けで外出しをしていくものなので、現在行っている研修についても、そういった視点は大切にしております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 今回の改正で、教育情報に関するところが新設されるということは、大変大きな意味があるのではないかと思います。今、eラーニングで勉強していることが多いので、研修部の1、2、3、4の内容もeラーニングで勉強できるといいと思います。また、前回の総合教育会議でも、特別支援教育の免許を持っている先生方

が少ないとありました。そうであれば、eラーニングで勉強し、東京都教育委員会が何らかの認定をするようなことがあれば、幅広く勉強してもらえるのではないかと思います。是非、教育情報の新設を活用してeラーニングを進めていただきたいと思います。

【指導部長】 教員免許との関わりについては、ここは養成機関ではないので、ここで研修を行ったことが免許に直結するという事ではないのですが、今おっしゃっていただいたような分野については、現在研修センターの方では、研修動画という形で配信をしております、それについては教員がマイ・キャリア・ノートの中から入って行って、学習ができるという形を取っております。

【秋山委員】 その活用状況は今どうでしょうか。

【指導部長】 研修効果ですが、先ほど御指摘のありました特別支援教育に関しては、全部で13タイトルの研修動画を配信してございます。こちらの方を先生方に見ていただいて、そして研修に臨むというような、そういったスタイルで研修を進めております。

【所管課長】 実際の活用の状況の数字というのは今現在ないのですが、通所研修の中で研修動画を全員に見せる、あるいは研修動画を見た後で、事前課題を提出するというような活用の仕方を取らせていただいております。

【秋山委員】 免許とは違うということは認識しました。学習をどのようにしていくかということだと思いますが、ちなみに私たち小児科医が専門医を取り、それを更新していくときには、一定の研修を受けないと更新ができないようになっています。その場合にeラーニングを活用することができます。今は、ITが進んでいるので、eラーニングを活用して、先生方の学習の機会と自己チェックができるようにしていただくと良いのではないかと思います。

【遠藤委員】 この専門教育のところ、キャリア教育というのを一つ外出ししたというのは、非常に良いことだなと思っています。というのは、私、長年学校に出掛けていて、キャリア教育のお手伝いをしてきたのですが、先生方が何を困っていたかという、総合的な学習の時間を当てていきますと何をやったら良いのだろうか、子供たちにキャリア教育って何をしたら良いのだろうかと困っておりました。

いろいろな働く場所に子供たちを派遣するとしても、働く場所をどうやって探せばいいのだというような、まずそこからです。ですから、この研修でキャリア教育の中に外出しして入れるのでしたら、学校の先生たちが何に困っているのかということをしつかり吸い上げて、それを研修のお題目だけではなくて、成果として上げてほしいなと思います。

ある学校に行ったところ、キャリア教育で受け入れてくれるところはコンビニだったり動物園の掃除だったり。あるいはどこも民間の企業で受け入れてくれるところがないので、区の土木課のお手伝いで道路掃除をやっているということでした。

キャリア教育というのは非常にお題目としてはきれい事です。きれい事だけど、現実に先生方が子供たちにキャリア教育をしようとする、具体的な面でも途方に暮れることが多いのですよね。ですからこの研修で、これを外出しする以上は、そうした現場の声をしっかりと吸い上げて、学校の先生たちにキャリア教育として何をしてほしいのかということを確認にして、教育現場に生かしていただければと思います。よろしくお願いします。

【指導部長】 今、遠藤委員からおっしゃられてくださった部分というのは、学校の困り感の中の一つだとは思いますが、研修センターだけということではなくて、事業課、所管課の方で、様々にそういったような情報の提供は常に学校に対して行っております。研修センターに関して言えば、先生方に対して研修を行って、その活用状況です。それがどういうふうにもその先生方の教育活動に役立っているのかと、そういうところの追跡調査を、研修実施直後ではなくて、少し時間を置いて、どのように活用されているかということを確認しておりますので、そういう活用状況を見ながら、研修の内容についてはより充実を図っていくという形を取っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。
—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして原案のとおり承認を頂きました。

第11号議案

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第11号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、福利厚生部長からお願いいたします。

【福利厚生部長】 それでは第11号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

まず、お手元の資料を御覧ください。1の改正理由ですけれども、東京都教育委員会職員住宅いわゆる教職員住宅の新設に伴い、規定を整備するものでございます。

2の改正概要ですが、二号住宅とこの規則で呼んでおります、へき地に勤務する教職員のための住宅として、新島（本村第五）住宅を新築し、供用するため、規則の別表第1に同住宅の名称及び位置を加えるもので、施行日は令和2年4月1日です。

参考資料としまして、その下に表を掲げております。

新設住宅の概要ですが、左から名称は新島（本村第五）住宅、位置については新島村本村6丁目7番1号、本村というのは島で一番大きな集落になります。住宅の概要としまして、建物は鉄筋コンクリート造り2階建ての1棟。全部で小世帯用16戸、1戸当たり約59平米の住宅を整備いたします。土地は新島村の所有地になります。

その右、新設理由としまして、新島に所在する教職員住宅は既に7戸ございますけれども、そのうち昭和40年から50年代に建設された住宅が、老朽化に伴いまして、新設するものとなってございます。

その後ろ、議案資料がございまして、最後のページにつきまして、6ページですけれども、こちらに先ほど申し上げました別表につきまして、新旧対照表となりまして、その上半分の改正案のところに、新設される本村第五住宅を加えてございませぬ。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 今ある住宅が老朽化しているということで、新しく建てなければいけないというのは非常によく分かりましたので、そこは非常に大事なことだと思うのですが、今あるものは今後どうなるのですか。それは壊しておしまいとか、跡地をど

うするとか、そういうことについて教えていただければと思うのですけれども。

【福利厚生部長】 新島村に関して申し上げますと、先ほど7戸と申し上げましたが、そのうち1つ、新島本村住宅というのが昭和45年に建てられたものでして、もう1つ、新島若郷第二住宅というのも昭和53年に建てられています。島しょ地域は、潮風等の影響もございまして、非常に傷みが激しいということもございまして、既に外壁のはがれですとか、電気系統の不具合等も生じている中、順次建て替えていくというような形にしております。

【北村委員】 確認なのですけれども、壊して、新しくして、また壊して、新しくしてという形で進めていくということですね。ですから、そこが何か更地になってくることではなくて、今あるところに新たなものを建てるということによろしいのでしょうか。今の御説明はそういうふうに理解しました。

【福利厚生部長】 今回の本村第五住宅は新たに建てるものになってございます。現在、古い住宅にも職員が住んでございますので、それを順次移ってもらうというような形になります。

【北村委員】 今後の話として、また新たに建てるということですね。

【福利厚生部長】 おっしゃるとおりです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定をしてもよろしゅうございませうか。―――〈異議なし〉―――では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月5日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございませけれども、日程等の都合によりまし

て、3月の第2木曜日ではなく、第1木曜日となります3月5日午前9時30分より、ここ教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては3月5日の午前9時30分からということで、開催をいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次回の教育委員会は3月5日午前9時30分からとなりますので、お間違いないようお願いを申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 それではここで、新型コロナウイルス感染症への対策について、明日また都立高校の入学者選抜等もございますので、現状について総務部長の方から御報告させていただきます。

【総務部長】 それでは新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御報告申し上げます。

1月30日に知事をトップとする感染症対策本部が立ち上がっておりまして、それを受けて、私どもとしても対応をしてきているということでございます。

現時点での取組状況ということで、御報告差し上げたいと思います。

まず、明日から始まります都立高校の入学者選抜でございますが、例年同様、通常どおり実施したいと考えておりますが、生徒がマスク着用のまま受検することも認めていきたいと思っております。

また、せき込んでいるなどの体調が良くない生徒につきましては、希望により別室での受検を認めて、対応してまいります。

また、既に感染症にかかっている、またはその疑いがあるため、当日受験できなかった生徒につきましては、医師の診断書等による証明があった場合には、二次募集の日程である3月10日に、インフルエンザ等罹患者等に関する追検査がございますので、そちらの受検をすることを認めるというふうにしております。

次に2月18日、一昨日でございますが、国から感染症対策についての対応の通知が

ございました。この通知につきましては、昨日、都立学校や区市町村教育委員会に対して発出しているところでございますが、その概要について御説明したいと思います。

まず新型コロナウイルス感染症が学校で発生した場合の対応でございます。仮に罹患した児童・生徒等がいた場合は、都道府県、これは特別区もそうではございますが、都道府県特別区等の保健部局や学校、教育委員会との間で、情報を共有するとともに、罹患したお子さん方については、出席停止の措置を取ることになります。また都道府県等の保健部局は、公衆衛生上の観点から、休業の必要性の有無について判断して、必要であると判断した場合には、教育委員会に対して学校の全部または一部の臨時休業を要請することになっておりまして、これを受けて教育委員会は管轄の学校について、一部休業の実施を検討いたします。なお都道府県等の保健部局から要請がない場合であっても、地域の感染拡大の状況や、校内で多数の発病者がいるなど、教育委員会の判断で臨時休業を行う場合もあるとされております。

次に、卒業式などの学校行事が多くなる時期ではございますが、そうした学校行事等における感染症対策でございます。卒業式など大勢の人と長時間同じ空間にいる場合は、こまめな換気を行うとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなどの対応により行うというふうにされております。

このほか、発熱等のかぜの症状が見られる場合には、無理せずに自宅で休養させるという場合もございます。そうした場合の取扱いについても、文科省の方から示されているという状況であります。

今後とも国内外の感染の状況を注視して、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 この件で何か、特にございますか。よろしゅうございますか。

それでは、万全を期して引き続きまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

そのほかに何か、特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入りたいと思います。

(午前10時46分)